

公立小松大学学位規程

令和4年4月13日

規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、公立小松大学学則（以下「学則」という。）第38条第2項及び公立小松大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第18条第2項の規定に基づき、公立小松大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

(学位に付記する専攻分野の名称等)

第4条 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学位論文)

第5条 本学大学院の学生が、修士論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）の審査を申請しようとするときは、学位論文審査申請書に学位論文及び研究科が定める書類（論文目録、論文要旨、履歴書）を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第6条 前条の規定により提出された学位論文の受理については、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを決する。

2 前項により学位論文を受理したときは、学長は、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員)

第7条 前条第2項の規定により学位論文が審査に付されたときは、当該論文を指導した教員を除く教員のうちから、研究科長が専攻の意見を聴き、主審査員（1名）、副審査員（2、3名）を専攻毎に選任する。

2 前項に定める主審査員及び副審査員は、「公立小松大学大学院サステイナブルシステム科学研究科担当教員の資格判定基準」に定める准教授以上とし、主審査員は学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究指導教員が務め、副審査員は学位論文提出者の専門分野以外の研究指導教員が務める。

3 副審査員の少なくとも1名は他専攻教員とする。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 審査委員は、第6条第1項の規定により受理した学位論文については、審査及び試験を行う。

2 試験は、当該論文を中心として、これに関連ある事項について口頭又は筆記により行う。

(審査委員の報告)

第9条 審査委員は、第8条の規定により学位論文の審査及び試験を行ったときは、研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位論文等の審査及び試験の可否等について審議する。

2 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(学長への報告)

第11条 研究科長は、前条に規定する議決をしたときは、その結果について速やかに学長に意見を述べるものとする。

(修士及び博士の学位の授与)

第12条 学長は、前条の意見を聴いて、修士若しくは博士の学位の授与について決定する。

2 学長は、修士若しくは博士の学位を授与する者には所定の学位記を授与し、授与しない者にはその旨を通知する。

(博士論文の要旨等の公表)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(文部科学大臣への報告)

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、公立小松大学と付記するものとする。

(学位記の様式)

第17条 学位記の様式は、別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第6号とする。

(学位授与の取消)

第18条 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は、当該教授会又は研究科委員会の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の場合において、教授会又は研究科委員会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決し、その結果について、速やかに学長に意見を述べるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別記様式第5号の改正規定中大学院印に関する部分は、令和6年1月1日から施行する。

2 令和5年度以前の大学院入学者については、改正後の第3条第2項、別表、別記様式第1号及び別記様式第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

学位	学部及び研究科の名称	学科及び専攻の名称	専攻分野の名称
学士	生産システム科学部 (Faculty of Production Systems Engineering and Sciences)	生産システム科学科 (Department of Production Systems Engineering and Sciences)	工学 (Bachelor of Science in Engineering)
	保健医療学部 (Faculty of Health Sciences)	看護学科 (Department of Nursing)	看護学 (Bachelor of Nursing)
		臨床工学科 (Department of Clinical Engineering)	臨床工学 (Bachelor of Clinical Engineering)
	国際文化交流学部 (Faculty of Intercultural Communication)	国際文化交流学科 (Department of Intercultural Communication)	国際文化学 (Bachelor of Intercultural Studies)
修士	サステイナブルシステム科学研究科 (Graduate School of Sustainable Systems Science)	生産システム科学専攻（博士前期課程） (Master's Course of the Division of Production System Science)	工学 (Master of Science in Engineering)
		ヘルスケアシステム科学専攻（博士前期課程） (Master's Course of the Division of Health Sciences)	保健学 (Master of Science in Health Sciences)
		グローバル文化学専攻（博士前期課程） (Master's Course of the Division of Glocal Cultures)	国際文化学 (Master of Science in Intercultural Studies)
博士	サステイナブルシステム科学研究科 (Graduate School of Sustainable Systems Science)	生産システム科学専攻（博士後期課程） (Doctoral Course of the Division of Production System Science)	工学 (Doctor of Philosophy in Engineering)
		ヘルスケアシステム科学専攻（博士後期課程） (Doctoral Course of the Division of Health Sciences)	保健学 (Doctor of Philosophy in Health Sciences)
		グローバル文化学専攻（博士後期課程） (Doctoral Course of the Division of Glocal Cultures)	国際文化学 (Doctor of Philosophy in Intercultural Studies)

別記様式第1（第5条関係）

論 文 審 査 申 請 書

年 月 日

公立小松大学大学院

サステイナブルシステム科学研究科長 殿

〇〇専攻

学籍番号

氏 名

公立小松大学学位規程第4条第1項の規定に基づき、学位請求論文1編、参考論文、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え下記のとおり学位を申請しますので、審査願います。

請求する学位	学位に付記する専攻分野の名称	学位審査の方法
<input type="checkbox"/> 修士		論文の審査及び最終試験
<input type="checkbox"/> 博士		論文の審査及び最終試験

別記様式第2（第5条関係）

論 文 目 録

氏 名

学位請求論文

題名

（印刷公表したものについては、その雑誌名、巻、頁及び年月）

参考論文

題名

（ 同 上 ）

- 備考
- 1 論文題名が外国語の場合は、邦訳を付すこと。
 - 2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数、公表の方法及び時期を記入すること。
 - 3 参考論文が2編以上ある場合は、それぞれの題名を記入すること。

別記様式第3（第5条関係）

履 歴 書

氏 名	カタカナ		本 籍 都道 府県
	漢字		
	アルファベット		
生 年 月 日	年 月 日生		
現 住 所	都道 府県		
年 月	事 項		
学 歴 研究歴 職 歴			

別記様式第4（第17条関係）

第 号	公立小松大学長 （氏名）	学長印
	年月日	
	を認め学士（○○）の学位を授与する	
	本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業したこと	
		（氏名） 年月日生
		学位記
		大学印

修第 号		年月日		大学院印	
		公立小松大学長 （氏名）		学位記	
				（氏名） 年月日生	
		学長印			
本学大学院サステイナブルシステム科学研究科〇〇専攻の博士前期課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する					

博士学位記		大学院印	
		(氏名) 年月日生	
本学大学院サステイナブルシステム科学研究科○○専攻の博士後 期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験 に合格したので博士(○○)の学位を授与する			
年月日		学長印	
公立小松大学長 (氏名)		学長印	
博第	号		